

第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画(素案) 概要版

計画策定の趣旨

本市の廃棄物行政においては、令和4年3月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成28年3月策定)」と「第2次生活排水処理基本計画(平成24年12月策定)」を一本化する形で「枚方市一般廃棄物処理基本計画」として改定し、ごみの減量・リサイクルの取り組みや生活排水の適正処理の推進に向けた取り組みを実施しています。

このたび、社会情勢の変化等を踏まえながら、更なるごみの発生抑制や資源循環の推進、生活排水の適正処理に向けて、新たに食品ロス削減推進計画を盛り込んだ「第2次枚方市一般廃棄物処理基本計画」の策定を行います。

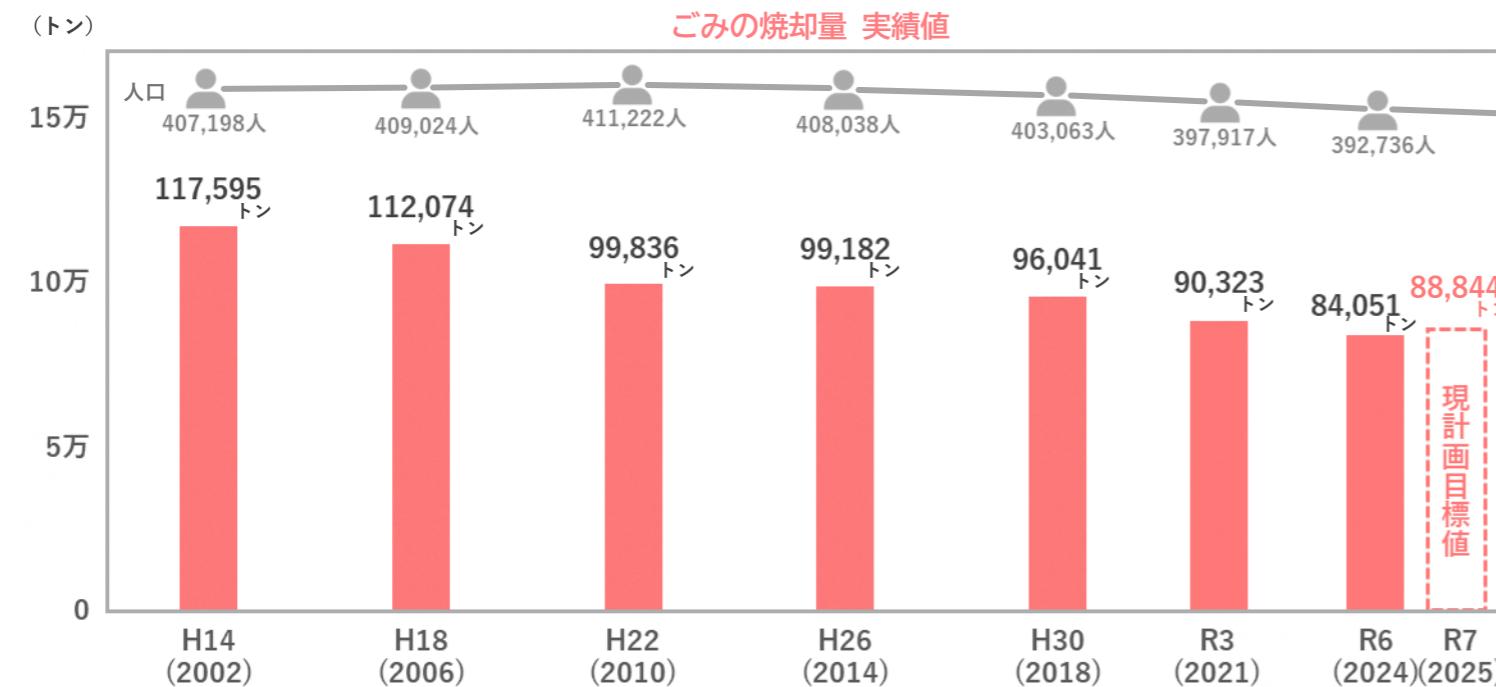
計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ごみ編(ごみ処理基本計画)

1. ごみ処理の現状

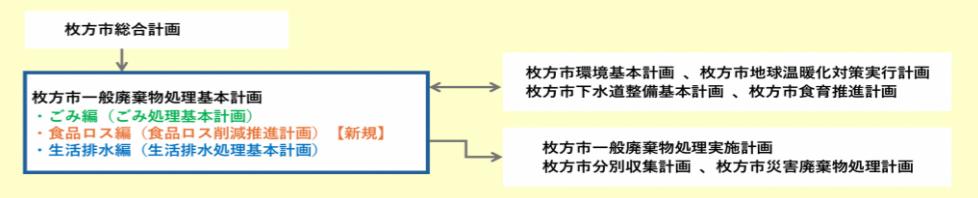
本市のごみの焼却量は、市民の環境意識の向上や新たなリサイクルの取り組みなどにより年々減少し、令和6年度には84,051トンとなっています。現計画目標は令和7年度に88,844トン以下とすることであり、目標を達成する見込みです。



計画の位置付け

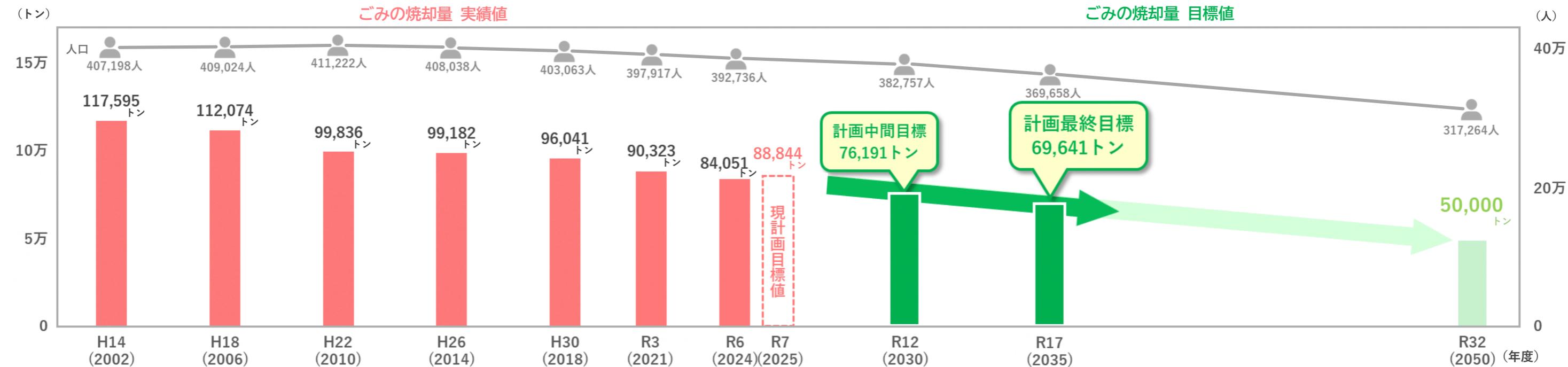
本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、長期的視点に立った一般廃棄物処理に係る基本的事項や廃棄物の排出抑制から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画としても位置付けます。

[本市の他計画との関係]



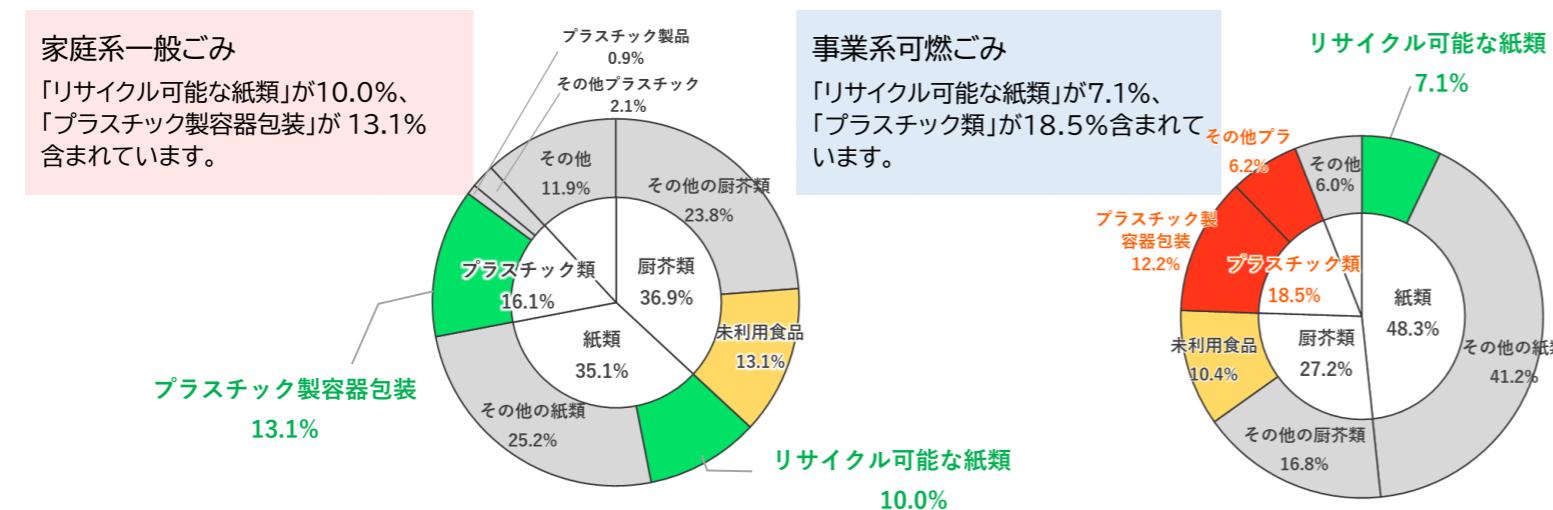
2. 本計画の目標

本市では2050年ゼロカーボンシティの実現を目指しており、持続可能な社会の実現に向けてより長期的な視点を持ち、令和32年度(2050年度)にごみの焼却量を5万トン以下とすることを目指して、本計画では令和17年度(2035年度)にごみの焼却量を69,641トン以下とすることを目標とします。



[焼却しているごみの組成について]

令和7年6月に実施したごみの組成分析調査結果(重量比)は以下のとおりでした。



[ごみ処理基本計画の目標等一覧]

目標	項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
ごみの焼却量	84,051トン	76,191トン	69,641トン	
一人一日あたりのごみの排出量	724g/人・日	686g/人・日	655g/人・日	
市によるごみの資源化量	9,295 t	10,622 t	11,728 t	
最終処分量	9,782 t	8,963 t	8,281 t	
温室効果ガスの排出量	28,355 t-CO2	25,895 t-CO2	23,845 t-CO2	

3. 基本理念・基本方針・施策等

[基本理念] 市民・事業者・行政のあらゆる主体が環境に配慮した行動を実践し、共に脱炭素と循環型社会へつながる持続可能な都市の実現を目指します。

基本方針1 家庭系ごみの徹底した4Rの推進

ごみを発生させない取り組みを最優先に行い、効果的な学習機会の創出や情報発信を行うとともに、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルの拡充を進めます。

【主な施策】

- ①環境教育・環境学習や啓発・情報発信の推進
- ②4R行動の促進
- ③分別排出・適正排出の促進
- ④ごみ処理手数料の適正化

【主な取り組み】

- ・小学校等における4R教育の推進
- ・市民、事業者等と連携した4Rの学習
- ・リユース事業充実
- ・プラスチック使用製品リサイクル
- ・古紙リサイクル強化
- ・リチウムイオン電池等の適正排出強化
- ・プラ容器包装等の分別排出促進
- ・サポート収集の推進
- ・一般ごみの有料化、ごみ処理手数料の見直しの検討
- ・電子決済導入の検討

※赤字は新規・拡充の取り組み

基本方針2 事業系ごみの徹底した4Rの推進

事業者が4Rの取り組みを自らの責任と捉え、主体的に行動ができるように、情報発信や手法の充実を図り、さらなるごみの発生抑制とリサイクルに取り組みます。

【主な施策】

- ①啓発・情報発信の推進
- ②4R行動の促進
- ③分別排出・適正排出の促進
- ④事業系ごみ処理手数料の適正化

【主な取り組み】

- ・事業者等と連携した4Rの啓発等
- ・排出事業者向け研修会の開催
- ・古紙のリサイクルの推進
- ・多量排出事業者への減量指導
- ・減量及び適正処理の手引きの改訂
- ・排出事業者への立入指導
- ・事業系ごみ処理手数料の適正化の検討

基本方針3 持続可能な社会の実現に向けた資源循環推進体制の整備

資源循環の拠点や大規模災害への対応、DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築など、将来を見据えた安全で安定的な拠点・体制の整備を進めます。

【主な施策】

- ①将来を見据えた拠点・体制の整備
- ②まち美化・不法投棄対策の推進

【主な取り組み】

- ・穂谷川清掃工場跡地活用の検討
- ・災害廃棄物処理計画の見直し
- ・DXを活用した効率的な収集運搬体制の構築
- ・ごみのポイ捨て防止啓発
- ・不法投棄対策の推進



食品ロス編(食品ロス削減推進計画) 【新規】

1. 食品ロスの現状

本市における令和6年度(2024年度)の食品ロス(直接廃棄、食べ残し)の排出量は、家庭系は6,612トン、事業系は2,934トンと推計されます。



3. 基本方針と目標達成に向けた施策等

基本方針1 市民の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

環境教育・環境学習や食育を通じた学習機会の創出・情報発信を充実させて、食べ物を無駄にすることは「もったいない」という意識の定着を図り、日々の生活で食品ロス削減に向けた行動が実践できるよう、一人ひとりの意識醸成に取り組みます。

【主な施策】

- ①環境教育・環境学習の推進
- ②啓発・情報発信の推進
- ③フードドライブ活動の促進

【主な取り組み】

- ・出前講座・出前学習の実施
- ・セミナー等の実施
- ・学習教材活用による学ぶ機会充実
- ・特設サイトの設置
- ・アプリ等による情報発信
- ・「食べるこサンデー」運動の推進
- ・フードドライブの周知
- ・災害時備蓄食料の寄付促進

基本方針2 事業者の食品ロス削減に向けた取り組みの推進

事業者が自発的に食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクルに取り組むことができるよう、食品ロスの問題や削減の必要性について理解を深めるための啓発・情報発信を行うとともに、優良事例を周知します。

【主な施策】

- ①食品ロス削減活動の促進
- ②食品廃棄物の資源循環の促進
- ③フードドライブ活動の促進

【主な取り組み】

- ・啓発リーフレット等の作成
- ・食べ残しの持ち帰り促進
- ・小盛メニューの提供促進
- ・食品廃棄物に関する情報発信
- ・食品関連事業者による食品リサイクル促進
- ・フードバンク促進
- ・自主的なフードドライブ活動促進
- ・災害時備蓄食料の寄附促進

基本方針3 市民・事業者等と連携した取り組みの推進

食品ロスは市民、事業者のそれぞれの行動が相互に影響を及ぼすため、各主体が連携・協力しながら情報共有・情報発信を図り、食品ロスの削減ができるような取り組みを推進します。

【主な施策】

- ①各主体との連携強化

【主な取り組み】

- ・市内大学と連携した学習機会の創出、情報発信
- ・国、府のキャンペーンへの協力
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参画

食品ロス削減に取り組む市民の割合

令和4年度(2022年度)
意識調査の実績

3項目以上の取り組みを行っている
76.6%

令和17年度(2035年)
目標

3項目以上の取り組みを行っている
85%以上

関連 SDGs



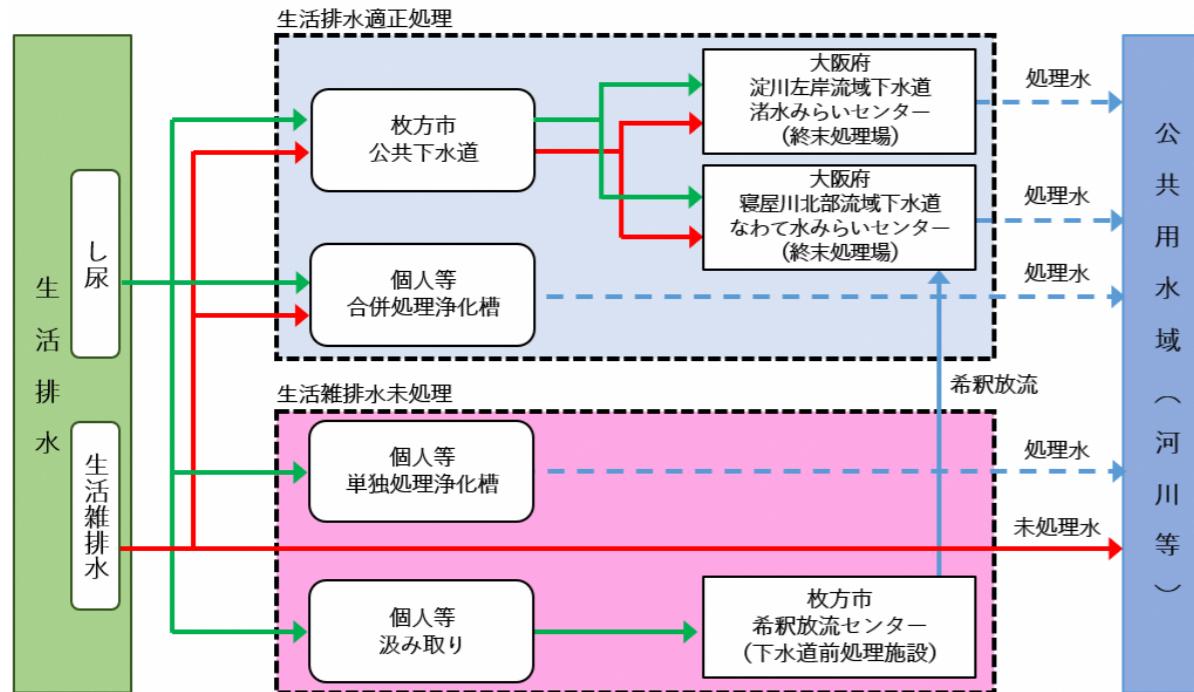
生活排水編（生活排水処理基本計画）

1. 生活排水処理の現状

現在、本市は生活排水（し尿、生活雑排水）を公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しています。汲み取り（未処理）世帯のし尿や浄化槽汚泥は、希釈放流センターに搬入し、希釈処理後、大阪府の終末処理施設へ放流しています。

単独処理浄化槽と汲み取り（未処理）世帯は、生活雑排水を未処理のまま河川に排水している状況にあります。

[枚方市の生活排水処理体系]



[生活排水処理形態別人口（令和6年度）]

処理区域内人口 (総人口)	公共下水道 処理人口	合併処理浄化槽 処理人口	単独処理浄化槽 処理人口	汲み取り 人口
391,573 人	375,818 人	12,767 人	1,792 人	1,196 人
計 388,585 人 生活排水適正処理人口		計 2,988 人 生活雑排水未処理人口		

生活排水適正処理率

（生活排水適正処理人口／処理区域内人口×100%）

99.2%

令和6年度時点で、本市の生活排水適正処理率は99.2%であり、現計画の令和7年度目標である98.6%を達成する見込みです。

2. 本計画の目標

将来的には生活排水適正処理率100%を目指し、これまでの生活排水処理形態別人口の推移を踏まえ、計画目標を次のとおり定めます。

令和17年度
計画最終目標

99.6%

令和6年度 99.2%

令和12年度
中間目標
99.5%

3. 基本方針と目標達成に向けた施策等

[基本方針]

- 公共下水道整備計画区域内において、生活排水の処理は公共下水道により行います。
- 公共下水道整備計画区域外において、生活排水の処理は合併処理浄化槽を中心に行います。
- 公共下水道の老朽化した管渠などの適切な維持管理を計画的に行うとともに、浄化槽の維持管理が適正に実施されるよう指導・啓発に取り組みます。

[主な施策]

公共下水道の整備	○公共下水道の老朽化対策を進め、計画的な維持・修繕及び改築を行い、適切な維持管理を図ります。 ○災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、施設の重要度に応じた耐震化を進めます。 ○下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を行い、公共下水道の普及促進を図ります。 ○水洗化義務期限に至るまで、定期的に接続依頼文を送付し、未接続家屋の解消に努めます。 ○水洗化義務期限を超えた家屋については水洗化指導を行います。
し尿及び浄化槽汚泥等の処理	○生活排水処理の進捗や災害時対応を視野に入れた、より効率的で効果的な収集体制に努めます。 ○未接続世帯の点在化で収集効率が低下しているため、接続啓発を行い、点在化の縮減に努めます。 ○希釈放流センターに支障がある、油分の多い浄化槽汚泥等の適正な処理方法の指導を行います。
浄化槽の適正な維持管理	○浄化槽の管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検や清掃・法定検査の啓発及び指導を推進します。 ○公設浄化槽については、本市が適正な維持管理を行います。
市民に対する広報・啓発活動及び環境学習の推進	○公共下水道が整備された区域においては、公共下水道への接続について、広報誌やホームページにより周知し、水洗化を促進します。 ○下水道整備計画区域外においては、合併浄化槽や家庭でできる生活排水対策を周知します。 ○広報誌・ホームページ等により情報発信を行うとともに、各種イベント等を通じ、生活排水対策の重要性について環境学習を推進します。
災害時の対応	○枚方市地域防災計画に基づき、下水道関連施設や避難所の状況に応じて、仮設トイレを設置とともに、大阪府に対し、「災害および感染症発生におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書」に基づく支援を要請し、汲み取りを実施します。 ○し尿処理については、「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」に基づき対応します。

【関連 SDGs】

